袖ケ浦市森林整備計画（変更）

計画期間　（自　平成２７年　４月　１日　至　平成３７年　３月３１日）

（平成２９年３月３０日変更）

千　　葉　　県

袖　ケ　浦　市

１　変更の理由

森林法等の一部を改正する法律（附則第４条第１項（公布年月日：平成２８年５月２０日））による市町村森林整備計画の一斉変更による。

２　変更内容

法定事項の変更

（主な追加事項）

・鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を追加する。

３　変更計画が有効となる年月日

平成２９年４月１日

市町村位置図

縮尺　１：１００００００	
凡　　例	
市町村界	
民 有 林	
河　　川	
鉄　　道	

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
　１　森林整備の現状と課題
　２　森林整備の基本方針
　３　森林施業の合理化に関する基本方針

Ⅱ　森林の整備に関する事項
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
　１　樹種別の立木の標準伐期齢
　２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法
　３　その他必要な事項
第２　造林に関する事項
　１　人工造林に関する事項
　２　天然更新に関する事項
　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
　４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
　５　その他必要な事項
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
　２　保育の種類別の標準的な方法
　３　その他必要な事項
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
　３　その他必要な事項
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
　４　その他必要な事項
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項
　１　森林施業の共同化の促進に関する方針
　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
　４　その他必要な事項

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
　２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
　３　作業路網の整備に関する事項
　４　その他必要な事項
第８　その他必要な事項
　１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
　３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項
　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
　２　その他必要な事項
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
　１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法
　２　鳥獣による森林被害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）
　３　林野火災の予防の方法
　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
　５　その他必要な事項

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
　１　保健機能森林の区域
　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
　３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
　４　その他必要な事項

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
　１　森林経営計画の作成に関する事項
　２　生活環境の整備に関する事項
　３　森林整備を通じた地域振興に関する事項
　４　森林の総合利用の推進に関する事項
　５　住民参加による森林の整備に関する事項
　６　その他必要な事項

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

袖ケ浦市（以下「本市」という。）は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置し、東西１４．０㎞・南北１３．５㎞、面積９４．９２㎢を有しており、東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいる。また、首都東京から約４０㎞圏、県都千葉から約３０㎞圏、新東京国際空港から約５０㎞圏に位置している。

総人口は６０，３５５人（平成２２年国勢調査）で、前回（平成１７年国勢調査）から、１，２４７人増加している。

平成２０年から平成２６年における平均気温は１５．６℃、平均雨量は１，４２７㎜であり、日照にも恵まれ冷害や水害も少なく温暖な気候である。

本市では、総面積の約１９．５％にあたる１，８４８haが、地域森林計画の対象となる民有林である。その内訳は人工林６８７ha、天然林７４２ha、竹林９６ha、その他３２３haとなっている。また、齢級構成からみると、人工林のうち、育成段階で保育を必要とする森林は約２０％ほどである。それ以外の約８０％は成熟した森林であり５０年生を越える人工林の面積も多く、材価低迷や林業後継者不足等の影響で伐採を控える傾向がうかがえる。

人工林における枝打ち、間伐等の保育状況を見てみると、平成２３年度から２５年度の３年間に補助を受けて実施した保育面積は、下刈り１．１４ｈａ、枝打ち１．７１ha、間伐１０．０３haと極めて少ない状況となっている。したがって、未整備な森林はますます増加の傾向にあり、森林の公益的機能も低下の一途をたどっている。

また、森林に関わる労働力も減少傾向にあり、本市の森林を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

そこで、このような現状の中で、豊かな環境をもつ森林を育成するための方策を定めることが望まれている。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりである。

- **水源涵養機能**：樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
- **山地災害防止／土壌保全機能**：樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また急傾斜地においては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木による崩壊の危険性のない森林。
- **快適環境形成機能**：樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。

・　**保健・文化機能**：人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。

・　**木材等生産機能**：木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

①　森林整備の基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮するため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりである。

・　**水源涵養機能**：樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森林の維持、管理を図ることとする。

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源涵養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う。

・　**山地災害防止／土壌保全機能**：樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、土壌を保持する能力の高い森林の維持、管理を図ることとし、また急傾斜地の老齢木、大径木については適切に除伐を進め、倒木による崩壊の危険性の緩和に努めるものとする。

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長、あるいは択伐や小面積皆伐等により森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の土壌保持機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う。

・　**快適環境形成機能**：樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特に、病害虫被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病害虫の予防、防除についても積極的に行うこととする。

・　**保健・文化機能**：保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとする。

・　**木材等生産機能**：スギ、ヒノキの人工林や、用材としての利用が見込まれる樹種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐採

された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこ原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用する。

なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森林資源の循環利用を進めるものとする。

また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見込める森林と併せて効率的な施業が可能な場合は、薪炭材やきのこ原木等としての主伐と更新を推進するものとする。

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業体の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとする。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進する。

また木材の伐採搬出が困難な場合は、森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、緊急性の高い個所を優先して切り捨て間伐等の施業を進めることとする。

③ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンブスギ林、その他病害虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備する。

また地域に多く分布するマテバシイの純林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を特に推進する。

更に森林と集落、農地の境界付近の草、笹等の藪地となっている土地であって、景観、不法投棄、防犯、有害鳥獣害等の対策上適切な管理を要する場合は、関係者との協議を進め、必要に応じて樹木の植栽、保育を行うなど、周辺森林と合わせ森林として一体的に整備、管理することを検討する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施している。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業

は今後も限定的にならざるを得ないと考えられる。

そこで、今後はこうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り組まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ることとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
全　域	４５年	５０年	４０年	５０年	１５年	制限林等のみ２０年

注)標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意するものとする。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとする。

・「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

・「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、「皆伐」「択伐」ともに以下のア～エに留意するものとする。

ア　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木

について、保残等に努めるものとする。

イ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。

エ　林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等へは保護樹帯を設置することとする。

３　その他必要な事項

該当なし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

（１）人工造林の対象樹種

区　　分	樹　種　名	備　考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ	

注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備　考
スギ	密仕立て	４，０００	
	中仕立て	３，０００	
	疎仕立て	２，０００	
ヒノキ	密仕立て	５，０００	
	中仕立て	４，０００	
	疎仕立て	３，０００	

	疎仕立て	２，５００	機械化による低コスト作業を計画する場合
クヌギ、 コナラ		３，０００	しいたけ原木林で皆伐後に他の樹種が優先する場合

注１）複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当課とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとする。

注２）機械化による低コスト作業を計画するヒノキの植栽本数においては、確実な更新に配慮の上、2,500 本／ha 以上とする。

イ　その他人工造林の方法

区　分	標　準　的　な　方　法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとする。
植栽の時期	3 月中旬～5 月中旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化する 9 月中旬～11 月中旬に行うこととする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、３に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とする。

また「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。

２　天然更新に関する事項

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、マツ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ、アカガシ、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、スギ、ヒノキ、モミ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とする。
	ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ、アカガシ、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とする。

注）ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うこととする。

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　　種		期待成立本数
(1) に定める樹種		１０，０００
	ぼう芽更新樹種	５，０００

注）上記期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の２倍以上のものに限る。）を成立させるものとする。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標　準　的　な　方　法
地　表　処　理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈　　出　　し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植　　込　　み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

芽　　か　　き	ぼう芽発生の数年後に必要に応じて優良な芽を一株あたり３～５本（マテバシイの場合６～10 本）残し、それ以外のものを除去することとする。その後成長を見ながら、１～３本（マテバシイ３～４本）を標準に調整することとする。

ウ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は以下のとおりとする。

・　本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む)、伐採時に残置した若齢木等とする。

・　更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとする。

・　標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとする。

天然更新対象地面積　２ha 未満：２箇所、　４ha 未満：３箇所、
４ha 以上：４箇所を目安に現地の状況に応じて増減。

・　標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的と見られる箇所を選定することとする。

・　標準地１箇所の形状は、２ｍ×２ｍを５個、５ｍ×５ｍを１個、正方形または長方形の面積１００m2 を１個など現地の状況に応じて適宜設定することとする。

・　明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定とすることができるが、この場合、写真を５年間保管することとする。

・　当方法により判定しがたい場合は、平成２４年３月林野庁森林整備計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができる。

・　更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とする。

・　天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起し、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

別紙

天 然 更 新 調 査 野 帳

調査年月日　　年　　月　　日
調査者

調査地	市町村　　大字　　番地	
伐採年月　　年　月	調査対象面積　　ha	地形勾配　　斜面方向
調査面積　　ha	プロット　　m　×　　m　　箇所	

No	樹　　高	胸高直径	本数／ha	ha 当り本数
プロット1	0.3m以上 1.3m未満	－		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4～5 cm		
		5～6 cm		
		6 cm 以上		
プロット2	0.3m以上 1.3m未満	－		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4～5 cm		
		5～6 cm		
		6 cm 以上		
プロット3	0.3m以上 1.3m未満	－		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4～5 cm		
		5～6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

ただし伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して３年度を超える場合は、伐採開始年度から３年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、天然更新による成林が期待できない森林の判断基準を目安として、以下の森林とする。

① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。

② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。

③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本塁の発生が見られない森林。

④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度のから起算して２年以内に植栽するものとする。

４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の(1)に定める「人工造林の対象樹種」による。

イ　天然更新の場合

２の(1)に定める「天然更新の対象樹種」による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、２の（２）のアに定める「期待成立本数」であることとする。また、更新の成立は、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の２倍以上の立木の本数が、期待成立本数の 10 分の 3 を乗じた本数以上であることとする。

５　その他必要な事項

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第１の（２）鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第２の２鳥獣害対策の方

法（第１に掲げる事項を除く）」により対策を講じるものとする。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹　種	施業体系	植栽本数（本/ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）						備考
			初回	２回目	３回目	４回目	５回目	６回目	
スギ	生産目標柱材等	3,000	11～15	16～20	25～30	31～35			伐期45年
	生産目標大径材	3,000	11～15	16～20	25～30	41～45	55～60	71～75	伐期90年
ヒノキ	生産目標柱材等	4,000	11～15	16～20	25～30	36～40			伐期50年
	生産目標大径材	4,000	11～15	16～20	25～30	41～45	55～60	71～75	伐期90年
標　準　的　な　方　法									
・間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施することとする。 ・選木は形質不良木等のみに偏らず、残存木の良好な成長確保に配慮して行う。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とする。 ・上記の間伐林齢のほか、次の徴候を参考として、実施時期を決定する。 徴候：樹冠がうっ閉して植栽木の生育に優劣が見られ始める 林木の下枝が枯れ上がり始める、林床の草木が少なくなる									

２　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・	9年	・	12年	
下刈り	スギ	2回	2回	1回	1回	1回	1回						植栽による更新の場合
つる切	ヒノキ							1回		1回			
除伐	マツ							1回				1回	
下刈り	クヌギ コナラ	1回	1回	1回			1回						ぼう芽更新の場合
芽かき					1回			1回					
除伐								1回				1回	
下刈り	マテバシイ	1回	1回	1回	1回	1回	1回						
芽かき			①					②					
標　準　的　な　方　法													

下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月ごろを目安とする。
つる切	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月ごろを目安とする。
除伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木及び花粉症対策としてスギ・ヒノキのうち雄花着生量が多いものを除去する。施業時期は8～10月ごろを目安とする。
芽かき	クヌギ・コナラでは、残すぼう芽は３～４年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣がつき始めたころに３～５本に整理し、その後成長を見ながら１～３本／株を標準に調整する。 マテバシイの芽かきの①では残すぼう芽枝の数を6～10本に、②では同じく3～4本にする。

３　その他必要な事項

ア　間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、積極的に間伐又は保育を推進するものとする。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用した伐採等効率的な施業の実施を図るものとする。

イ　間伐の遅れにより、形状比（樹高を胸高直径で除した数値）や樹冠の大きさから、間伐実施後の成長の回復に長期間を要すると認められる人工林については、気象害を受ける危険性が高いことから、生産目標に達し主伐が可能な場合及び被害木が多くを占める場合には、適切な更新のための主伐を実施することを検討するものとする。

ウ　枝打ちは、優良材質の木材の生産、林内の光環境の調節（複層林造成のための受光伐を含む）、病害虫などからの保護を目的として、必要により実施することとする。

特に、サンブスギ林においては、スギ非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとする。

エ　周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し森林の多面的な機能の低下を招くおそれがあるため、原則として林齢を問わず除伐することとする。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

「水源の涵養の機能の維持増進」を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」という。）を別表１のとおり定める。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表２のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

区　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
市　内 全　域	５５年	６０年	５０年	６０年	２５年	制限林等のみ３０年

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表１のとおり定める。

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④　その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ　施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとする。

公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表２のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区　域	樹　　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
市　内 全　域	９０年	１００年	８０年	１００年	３０年	制限林等のみ４０年

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定める。

（２）施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

【別表１】

区　　分	森林の区域	面積（ｈａ）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	１（ほ、へ）、２（に～り）、３（い、ろ、に～わ）、４、７（い、は、ほ、へ、ち～ぬ）、９～１４、１５（い～に）、１６、１７、１８（い～ち）、１９～２３、２４（に～お）、２５	１，４１９
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	２（い、ろ、ほ）、４（い）、５（ぬ～お）、７（い、ろ、る～わ、よ）、８（は、ほ、と～ぬ）、９（い～に）、１１（ほ）、１２（ろ、に、り）、１３（い、ろ、ほ、へ、ち、る）、１４（い）、１５（い、ろ）、１６（ろ、へ）、１８（ぬ）、１９（い、へ）、２０（ち、り）、２１（に、と、り）、２２（ろ、に、ほ、と）、２４（い～は、へ）、２５（ほ）	４２８
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	１～２５（市内全域）	１，８４８

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	１（ほ、へ）、７（い、ろ、る）、１２、１３、１４（い～は）、２２（に）	２８５
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	８、９（い～に）、１５（い、は～ぬ）、１７（い、は、に、る、お）、１８	２９３

【別表２】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		１（ほ、へ）、２（に～り）、３（い、ろ、に～わ）、４、７（い、は、ほ、へ、ち～ぬ）、９～１４、１５（い～に）、１６、１７、１８（い～ち）、１９～２３、２４（に～お）、２５	１，４１９
長伐期施業を推進すべき森林			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	１～２５（市内全域）	１，８４８
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

３ その他必要な事項

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るものとする。

２ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受託等による規模拡大を促進

するため、次の取り組みを推進するものとする。

- 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ
- 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成
- 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- 地域協議会の開催による合意形成
- 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等
- 森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するための方策
- 施業委託の促進により施業の集約化や適切な管理が期待できる一団の森林を対象として、県や森林組合等と共同で森林所有者を確認し、境界確認など森林管理に関する意向調査を進めながら、現地の確認や施業委託への助言等に取組んでいく。

３ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行なうものとする。

４ その他必要な事項

森林組合等林業事業体が、地域の広範囲の森林所有者から経営の委託を受けるうえで必要となる森林情報の収集整理を進めるものとする。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて法第 10 条の 11 の 9 第１項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとする。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとする。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実に行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとする。

４　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとする。

搬出にかかすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととする。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとするが、条件に応じて、ある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとする。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進することとする。

区分	作業システム	路網密度（m／ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 （０°～15°）	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 （15°～30°）	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 （30°～35°）	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 （35°～）	架線系 作業システム	５以上	０以上	５以上

注　路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全

等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」に則り開設する。

イ　基幹路網の整備計画

該当なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し適切に管理する。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとする。

４　その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設についても、必要に応じて整備を図るものとする。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは極めて困難な状況にある。

したがって、森林所有者が林業への関心を高めてもらえるよう努めるとともに、林業経営や林業技術の普及について森林組合や関係機関と連携を図りながら林業活動の支援を行っていく。

⑴林業就業者及び林業後継者の育成方策

① 林業就業者の育成

平成１７年国勢調査では、林業就業者数は０人であったため、本市と森林組合が一体となって、森林所有者や地域住民を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について紹介し、林業労働者の増を図る。

② 林業後継者等の育成

各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

（2）林業事業体の体質強化方策

本市の林業の中心的な担い手である森林組合については、森林所有者との連携を強化することにより施業の受委託を計画的に行うとともに、経営の多

角化等を図ることにより事業量を拡大し、就労の安定化、雇用の長期化に努める。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の林家のほとんどは農業を主とした兼業であり、したがって経営も零細である。また、林道等の基盤整備も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の負担軽減、生産性の向上及び生産コストの低下を図るためにも、本市の地形条件や樹種等に対応した機械の導入に努める。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

該当なし

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計　画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
ほだ場	下宮田	０．２ha	１				
資材物流	三箇	（０．４５ha） １箇所	２				
原木市場	川原井	（０．５４ha） １箇所	３				
製材工場	川原井	（１．５５ha） １箇所	４				

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表３に定めるものとする。

（２）鳥獣害の防止の方法

現地の状況に応じて、防護柵の設置及び維持管理、忌避剤の塗布、食害防止チューブの設置等、ニホンジカによる被害を防止効果をするために有すると考えられる保護措置、又は捕獲による鳥獣害防止対策を、千葉県野生鳥獣対策本部や袖ケ浦市有害鳥獣対策協議会等と連携し、推進することとする。

別表３

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	８林班～２５林班	１，３４５．７８

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況の確認にあたっては、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提供を求める等、日頃から状況の把握に努めることとする。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとする。

また、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

１ 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

ア　**松くい虫被害の防止**

松くい虫被害防止のため、森林病害虫等防除法に基づき保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進することとする。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進する。

イ　**スギ非赤枯性溝腐病の被害対策**

本市には、サンブスギが広く植林されているが、非赤枯性溝腐病の被害を受けており、機能が著しく低下している森林が多い状況である。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈まで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとする。

ウ　**スギカミキリによる穿孔被害対策**

スギカキミリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫であり、近年被害が拡大している。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

（２）その他

森林病害虫等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めることとする。

２ 鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

イノシシ等の野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、関係機関と連携し、被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとする。

３ 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防することとする。

４ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等を目的とする火入れの実施については、「袖ケ浦市火入れに関する条例」に規定する防火措置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故の予防を進めるものとする。

５ その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病害虫の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要が生じた森林については、伐採とその後の更新を促進するものとする。

（２）その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が多発する恐れの高い地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進する。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、本市、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進する。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

該当なし

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

（１）路網の整備の状況その他の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積（ha）
旧袖ケ浦地区	1、2、3、4、5、6、7	501.64
旧平川地区	8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25	1,346.57
		1,848.21

（２）共同化の一層の促進について

森林経営計画の認定請求者は、区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう当該計画書の「森林の経営の共同化に関する事項」に,森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力する旨を記載するものとする。

（３）その他

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

２　生活環境の整備に関する事項

該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の推進に伴い生産されるスギ、ヒノキの間伐材やその他広葉樹材、竹材等を地域の木材業者や工務店、特用林産物生産者による活用を推進し、また本市農畜産物直売所での特用林産物の販売を促進するなど、地域の森林資源を活用した地域振興を推進する。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

該当なし

（２）上下流連携による取組に関する事項

該当なし

（３）その他

該当なし

６　その他必要な事項

（１）保安林その他法令により「施業について制限を受けている森林」においては、当該制限に従った森林施業を行うこととする。

（２）森林法第 10 条の 2 による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－２－(1)、別表１）、造林に関する事項（Ⅱ－第 2)、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとする。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹優占林		竹林
				スギ･ヒノキ林	マツ林	
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林	モウソウチク、マダケ、メダケ等のタケ類が優占する森林
例						
管理方法	本県の極相林、手を加えないと常緑広葉樹林となる。林内が比較的暗くなると亜高木層以下の階層構造があまり発達しないため、防災上も密度管理が必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するため、明るい森林を維持するためには恒常的な抜き切りが必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するので、維持のためには抜き切りが必要である。	高齢、高木林化して立木密度を低下させ、林内を明るくして階層構造が発達した森林にする。	防災林以外は、立木密度を低下させ、林内を明るくして多様な樹種を侵入させ階層構造が発達した森林にする。	根系の伸長により周囲の森林に侵入し、スギ･ヒノキ人工林、広葉樹林が竹林化する場合もあるため、区域管理が必要である。
主な機能	手を加えない森林、生物多様性に富む森林、水源林	景観林、里山林、原木林等	水源林、手をあまり加えず大径木等の生産も目的とした森林	生産を目的とした森林	防災林、景観林	生産を目的とした竹林

出典：千葉県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ「美しいちばの森林づくり」に向けて（H22.3）より

【付属資料】

○　市町村森林整備計画概要図（別添）

○　鳥獣害防止森林区域図（別添）

○　参考資料

(1) 人口及び就業構造

①　年齢層別人口動態

	年　次	総　　計			0　～　14歳			15　～　29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実　数（人）	平成12年	58,593 (100.0)	29,412	29,181	9,285	4,738	4,547	12,200	6,257	5,943
	平成17年	59,108 (100.0)	29,728	29,380	8,610	4,458	4,152	10,346	5,238	5,108
	平成22年	60,355	30,502	29,853	8,421	4,374	4,047	9,326	4,786	4,540
構成比（%）	平成12年	100.0	50.2	49.8	15.8	8.1	7.7	20.8	10.7	10.1
	平成17年	100.0	50.3	49.7	14.6	7.5	7.0	17.5	8.9	8.6
	平成22年	100.0	50.5	49.5	14.0	7.2	6.7	15.5	7.9	7.5

	年　次	30　～　44歳			45　～　64歳			65　歳　以　上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実　数（人）	平成12年	11,360	5,771	5,589	17,849	9,301	8,548	7,899	3,345	4,554
	平成17年	12,208	6,334	5,874	18,299	9,417	8,882	9,645	4,281	5,364
	平成22年	12,884	6,782	6,102	17,478	8,929	8,549	12,246	5,631	6,615
構成比（%）	平成12年	19.4	9.8	9.6	30.5	15.9	14.6	13.5	5.7	7.8
	平成17年	20.7	10.7	9.9	31.0	15.9	15.0	16.3	7.2	9.1
	平成22年	21.3	11.2	10.1	29.0	14.8	14.2	20.3	9.3	11.0

（注）１．資料は国勢調査とする。

２．年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。

３．総数の計の（　）内には隔年時の比率を記入する。

②　産業部門別就業者数等

	年　　次	総　　数	第１次産業				第２次産業		第３次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実　数（人）	平成　7年	29,103	2,231	1	9	2,241	9,501	－	17,361
	平成12年	28,985	2,031	2	12	2,045	9,252	－	17,688
	平成17年	29,314	1,929	－	5	1,934	8,741	－	18,272
構成比（%）	平成　7年	100.0	7.7	0.0	0.0	7.7	32.6	－	59.7
	平成12年	100.0	7.1	0.0	0.0	7.1	31.9	－	61.0
	平成17年	100.0	6.6	－	0.0	6.6	29.8	－	62.3

（注）１．資料は国勢調査とする。

２．年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年　次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野	
							果樹園	茶園	桑園					
実数(ha)	平成12年	9,492	1,999	1,411	548	40	－	13	－	1	2,023	2,023	－	5,429
	平成17年	9,492	1,834	1,289	520	25	9	－	－	4	1,978	1,978	－	5,651
	平成22年	9,492	1,869	1,328	519	22	12	－	－	5	1,942	1,942	－	5,676
構成比(%)														

資料：農林業センサス

（注）１．欄外に資料の出所を記載する。
２．年次は、結果が公表されている最近３回の調査年次とする。
３．「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
４．「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。
ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
５．構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年　次	総　数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成7年	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha
平成12年	71 ha	－ ha	－ ha	37 ha	－ ha	－ ha	34 ha
平成17年	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha

資料：農林業センサス

（注）１．欄外に資料の出所を記載する。
２．年次は、結果が公表されている最近３回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

①　保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率(B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		1,848ha	19.5%	1,429ha	687ha	742ha	37.2%
国有林		－	－	－	－	－	－
公有林	計	74ha	0.8%	61ha	9ha	52ha	12.2%
	都道府県有林	46ha	0.5%	37ha	6ha	31ha	13.0%
	市町村有林	28ha	0.3%	24ha	3ha	20ha	10.7%
	財産区有林	－	－	－	－	－	－
私有林		1,774ha	18.4%	1,368ha	678ha	690ha	38.2%

（注）１．国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森

林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。

２．都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村が、財産区とは地方自治法第３編第４章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。学校林は市町村有林とする。

３．私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

②　在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年　次	私有林合計	在（市町村）者面　積	不在（市町村）者面積		
				計	県　内	県　外
実　数 ha	昭和 55 年	2,009ha	1,377ha	632ha	240ha	392ha
	平成 2 年	2,014ha	1,277ha	737ha	347ha	390ha
	平成 12 年	1,873ha	1,207ha	666ha	372ha	294ha
構成比 %	昭和 55 年	100%	68.5%	31.5%	12.0%	19.5%
	平成 2 年	100%	63.4%	36.6%	17.2%	19.4%
	平成 12 年	100%	64.4%	35.6%	19.9%	15.7%

資料：農林業センサス

（注）１．欄外に資料の出所を記載する。
２．年次は、結果が公表されている最近３回の調査年次とする。
３．構成比（　）は、不在（市町村）者の面積の県内、県外比率とする。

③　民有林の齢級別面積

（平成２６年９月１７日現在）

齢級別 / 区分	総　数	１・２齢　級	３・４齢　級	５・６齢　級	７・８齢　級	９・10齢　級	11 齢級以　上
民有林計	1,429ha	30ha	12ha	94ha	237ha	254ha	802ha
人工林	687ha	14ha	9ha	32ha	101ha	175ha	356ha
天然林	742ha	16ha	3ha	62ha	136ha	79ha	446ha
（備考）							

（注）１．地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～ 1ha	－	10～20ha	4	50～100ha	－
1～ 5ha	5	20～30ha	1	100～500ha	－
5～10ha	1	30～50ha	－	500ha 以上	－
				総　数	１１

（注）　欄外に資料の出所を記載する。　　資料：農林業センサス

⑤ 作業路網の状況

（ア）基幹路網の現況

区分	路線数	延長（km）
基幹路網	2	2.2
うち林業専用道		

（イ）細部路網の現況

区分	路線数	延長（km）	備考
森林作業道	－	－	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹　種	齢　級	森林の所在
該当なし		

（注）１　過去の施業履歴等を勘案し、記載する。
　　２　森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

①　産業別総生産額

（単位：百万円）

総　生　産　額（A）		－
内訳	第１次産業	－
	うち　林　　業（B）	－
	第２次産業	－
	うち木材・木製品製造業（C）	－
	第３次産業	－
B＋C／A		%

（注）　都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

（平成２４年現在）

	事業所数	従業員数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	92	5,986	3,467,892
うち木材・木製品製造業（B）	3	156	64,565
B／A	3.3%	2.6%	1.9%

（注）１．最近年の工業統計表の「市町村編」による。
２．製造業には、林業が含まれない。
３．木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

（平成２７年１月１６日現在）

区　分	組合・事業者数	従業者数	うち作業員数	備　　考
森林組合	1	1		（名称：千葉県森林組合袖ケ浦事業所）
原木市場	1	3		（名称：㈲袖ヶ浦木材センター）
流通施設	1	5		（名称:丸宇住宅資材㈱袖ヶ浦物流センター）
合　計	3	9		

(8) 林業機械等設置状況

区　　分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備　　考
集　材　機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運　材　車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック				1			主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式の

							クレーン
構造材加工ライン							
自動四面カンナ盤							
集塵機							
フォークリフト				4			
計							
（高性能機械）							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							牽引式集材車両
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用 自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、 集材用自走機
フォワーダー							積載式集材車輌
タワーヤーダー							タワー付き集材機

（注）１．林業機械等の種類は適宜追加する。
２．単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種　類	素　材	チップ	苗　木	ナメコ	シイタケ	タケノコ
生　産　量 生産額(百万円)	146m3	m3	38.9千本	kg	1.8ｔ	455kg

（注）１．最近１年間の生産について記入する。
２．その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10)その他必要なもの

該当なし